

不祥事防止校内ルール

茨城県立水海道第一高等学校長

- 1 生徒を含めたすべての人間に対して、リスペクトをもって対応する。
- 2 教職員としての自覚を持ち、職務にあたる。
- 3 勤務時間外であっても、より高い規範意識をもって行動する。
- 4 怒りや憤りを感じた際は、アンガーマネジメントの手法により冷静さを保つよう留意する。
- 5 機密性の高い情報を取り扱っていることを理解し、情報の保存場所やその管理については、細心の注意を払う。
- 6 教室、体育館等の安全点検を日常的に行う。各施設は整理整頓を旨とし、不審なものが置かれないようにする。また、壁等に穴が開くなどしている場合には、すぐに修繕を依頼する。
- 7 不祥事またはその疑いをもたれることを避けるため、以下の点に注意する。
 - ・原則として生徒と教室や研究室等で外から見えない状態で1対1にならない。相談等ではドアを開放したり、複数で相談に応じる。指導上やむを得ない場合は、あらかじめ指導に当たる職員が他職員に対し、生徒への指導をしていること（場所、時間等）を周知して行う。
 - ・教室、研究室、その他諸室の管理等を適正に行う。ドアの小窓などにポスター等の掲示物は貼らず、外から誰も見えないようにする。
 - ・生徒や保護者と私的な電話、メール、SNS等によるやり取りはしない。
 - ・生徒の身体へは、安全確保等社会通念上認められるもの以外、接触しない。
 - ・教育目的外で生徒に性に関することを話題にしたり、質問したりすることはしない。
 - ・不祥事が疑われるときはもとより、指導をする部屋の管理が不適正であったり、指導方法が不適切と感じるときは、躊躇することなく校長等に報告する。あるいは校内相談窓口又は校外相談窓口へ連絡をする。

■校内相談窓口（教職員）

校長、教頭、事務室長、各校務分掌主任部長、各年次主任・副主任

■校内相談窓口（生徒・保護者）

校長、教頭、各年次主任・副主任、クラス担任・副担任、教育相談担当職員、養護教諭、部活動主顧問・副顧問